

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和3年6月1日（火）本会議終了後

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 福田耕四郎 副議長 木野 広宣
議員 原田 陽子 議員 小泉 周司
議員 小池 正夫 議員 石川 義光
議員 關 守 議員 大和田和男
議員 富山 豪 議員 花島 進
議員 寺門 厚 議員 古川 洋一
議員 萩谷 俊行 議員 勝村 晃夫
議員 武藤 博光 議員 笹島 猛
議員 君嶋 寿男

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡邊 莊一 次 長 横山 明子
次長補佐 三田寺裕臣
開会（午前10時44分）

事務局長 お疲れさまでございます。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

まず、議長の挨拶をいただいてから始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 大変ご苦労さまでございます。

まず、ご連絡をいたします。会議は公開しております。傍聴可能でございます。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送をしております。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方、ご配慮を願います。

ただいまの出席議員17名であります。定足数に達しております。全員協議会を開会いたします。

職務のため議会事務局職員が出席をしております。

それでは、次第に従いまして議事に入ります。

まず、最初に議会運営委員会、富山副委員長より報告を願います。

富山議員 委員会当日、萩谷委員長が欠席でしたので、副委員長の私のほうから5月28日に行われました議会運営委員会につきましてご報告いたします。

初めに、那珂市議会のホームページに寄せられました意見並びに議会事務局への電話の件についてです。

内容は、原田議員が5月23日に、埼玉県所沢市において行った街頭演説についてのご意見です。「ヘイトスピーチと思われる発言をしている」や「コロナ禍での街宣活動はどうか」、「議会としてどう対応するのか」といった内容でありました。

原田議員に内容を確認するため、議会運営委員会にご出席いただき、当時の状況を聞き取りいたしました。私的な政治活動であること、違法な行為であるということも判断できないことから、議会運営委員会として原田議員に対し、今後発言に注意すること、またコロナ禍での県外へ出向いての政治活動を慎むことなどを、議長、副議長から注意してもらうことといたしました。

なお、意見提出者には、別紙のとおり回答文を作成いたしました。

次に、5月25日の全員協議会での笹島議員の発言についてであります。この件は執行部から複合型交流拠点施設、道の駅の整備の実現に向けた市場環境調査の説明後の質疑において、笹島議員から市場調査のマーケティングに関する質問の中で、「市民の話を聞いてもしようがない」などの発言が複数あり、それを市役所のロビーのテレビで視聴していた市民より、「市民を無視するような発言はどうか」というご意見がありました。

内容を協議した結果、発言には十分に注意するようにはしてほしいということになりました。

詳細につきましては、この後事務局から説明があります。

以上、ご報告いたします。

議長 続いて、事務局からの補足説明があります。

事務局長 それでは、お手元にお配りしました資料をご覧くださいと思います。

まず、那珂市の議会のホームページに出されましたご意見についてでございます。まず、5月23日に議会のホームページに投稿がございました。これについては先ほど委員長がおっしゃいましたように5月23日に所沢市で実施いたしましたヘイトスピーチの街宣について、議会として何らかの処分を検討してほしいということでございました。

その後、24日には電話での同様なご意見がございました。それから、5月25日にも議会のホームページに同様な投稿がございました。その後ろのページに行きまして、その次には5月27日、やはり同様な内容の投稿がございました。それから、28日にも同じような投稿がございました。

ホームページには合計4件、あと電話等について1件のご意見があったということでございます。

これに対しまして対応をするために、5月28日に議会運営委員会を開催いたしまして、原田議員からもご意見をお伺いしたところでございます。

それで、資料にございますように、まず、そもそもヘイトスピーチというのは何なのかということがございますけれども、これは法務省のホームページから抜粋したものでございますが、ここに書いてあるように特定の国の出身者であること、またはその子孫である

ことのみを理由にしまして、日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動が一般的にヘイトスピーチというふうと呼ばれております。

例えばの例としまして、(1)から(3)まで具体例が書いてあります。具体的に「何とか人は出ていけ」とか、「祖国へ帰れ」とか、あとは「何々人は殺せ」とか、「何々人は海に投げ込め」など、相当きつい言葉を言うことがヘイトスピーチに当たるといようなものでございます。それらを見聞きした方が、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してやってはならないというものでございます。これがヘイトスピーチの概略でございます。

現在、国のほうでは、その下にありますように、ヘイトスピーチ解消法、これは通称でございますけれども、正式名称は下に書いてあるようにちょっと長い法律の名称になっています。このヘイトスピーチ解消法が平成28年6月に制定されました。

この法律の概要でございますけれども、これは外国人に対する不当な差別的言動について定義規定を置きつつも、その禁止規定や、その禁止規定に違反した場合の罰則というのは、あえてその法律の中には記載されていない、あくまでも理念法というような法律でございます。この理念法というのは何かといいますと、ヘイトスピーチの解消に向けた取組を推進しましょうというような内容のものでございまして、具体的な罰則とか何かは記載はしていないということでございます。

そもそも日本国憲法のほうに思想とか信条の自由、または言論の自由というものが保障されているということでございますので、ここでは改めて具体的な禁止事項とかそういうのは書けなかったというような部分でございますので、あくまでもヘイトスピーチはそういうことをしないように取組を推進していきましょうというような法律の概要でございます。

それから、その次のページに行きまして、果たして議会として対応する場合はどうなのかということでございますけれども、まず、議会として法的な処罰の対象というのは、あくまでも那珂市議会の会議の中で起こったことに対しては懲罰等が実施できます。しかしながら、議場の中でいろいろな発言とか、人に対して暴言だとか、そういうのをやった場合には戒告であるとか、議場で陳謝とか、出席停止とか除名というのは該当になるんですけれども、あくまでも私的な政治活動、個人的な政治活動に関しましては、議会としてはそこまで関与することができないというものでございますので。

例外としまして、その下の丸にありますように、私的な活動においても明らかな違法行為であるとか、刑事罰を受けるような事件、事故を起こした場合というのは道義的に、法的拘束力はないんですけれども、議会として辞職の勧告であるとか、そういうような決議をしている場合もまれにございます。

しかしながら、今回の原田議員の件については私的な政治活動でございまして、法律的にこれについては違法であるとか、判断がとてできないという部分がございまして、

あくまでも最終的には、こういう場合には議長の注意ということで、議会として処分とかそういうのができない場合、そういう場合でありまして、また、マスコミ等から社会的、道義的に批判を受けたりする場合がございます。こういうような場合は、道義的な部分として議長のほうから注意をいただくというのが一般的な対応というふうになってございますので、今回の原田議員につきましては、議長のほうから誤解を招くような発言をしないということと、あと今現在、コロナ禍でございますので、感染防止とかその点からも県外に行つてまでそういう活動はなるべく慎むようにというような指導のほうをしていただいたというのが実情でございます。

それで、その下に丸として回答案とございます。この投稿に当たっては、回答をいただきたいというようなご意見がございますので、回答案を作成いたしました。

読み上げますと、「このたびは那珂市議会にご意見をいただきましてありがとうございます。まずは、本市議会議員の言動につきまして不快な思いをされたことに対しましておわび申し上げます。今回の本市の原田議員の言動に関しましては、あくまでも私的な政治活動での事案と思われまふ。議会としては違法行為であると断定することができないことや、本市議会の活動外での個人的な事案であることから、議会としての処分には至らないと判断をいたしました。しかしながら、本市議会議長より、当該議員に対しまして、誤解を招くような言動には十分配慮すること、コロナ禍において他県に出向くことは慎むべきであることなどについて注意をいたしました。ご意見を賜りましたことに対しまして心より感謝申し上げます。ありがとうございました。」ということで、今日、全員協議会のほうでご了解いただければ、その旨を投稿していただいた方にこの返事をしていきたいというふうに考えております。

次に、笹島議員の件でございますけれども、その後ろに5月25日の全員協議会の記録の抜粋がございます。これは、副委員長がおっしゃったように道の駅の件で質疑応答の中で出たものでございます。

ポイントといたしましては、2枚目の下のほうからなんですけれども、マーケティングの件について笹島議員が質問している中でなんですけれども、3枚目の一番上にあるように「市民の話聞いたってしょうがないですよ、それ。」とか、あとその下にありますように「市民のあれじゃないですよ。市民の話聞いたってしょうがないんです。」ということで、ここを極端な話、切り取られて、この発言に対して市民から苦情が出てきたということになっております。

最近もマスコミ等で一部分だけ切り取られて、これについてどうなんだというような指摘とかされるケースがございますので、やはりこの件についても、全体の流れで自分ではそういう意思で言ったのではないということになると思いますが、発言についてはその聞き取り方によって、相手の聞き取り方によって様々な受け止め方をされる場合がありますので、これについても発言には十分注意をしてほしいということで、議長のほうから笹島

議員にお話をしたところでございます。

そもそも議会での発言についてでございますけれども、基本的には地方自治法にあるのは無礼な言葉を使用してはならないということと、あとは他人の私生活にわたる言論をしてはいけないということが、これは地方自治法のほうに記載してございますので、こういうことを基に発言には十分注意をお願いしたいと思います。

それから、よく不穏当な発言としていわれていることが、事実には反する発言であるとか、基本的人権を侵害するような発言であるとか、あとは相手の立場になって聞いたら不快感を与えるような発言については十分に注意してほしいということが、一般的にいわれているところでございます。

今後、議会の本会議等についてはユーチューブ等でライブ配信を実施していくということも想定しておりますので、やっぱり発言等については慎重をお願いしたいというところでございます。

説明のほうは以上でございます。

議長 委員長並びに事務局からの補足説明がございました。

何かございますか。

まず、皆さんからご意見をいただく前に、原田議員と笹島議員より一言何かございますか。

原田議員 このたびのご意見メールに関しましては、本当に正副議長または議会運営委員会の皆様にもお集まりいただきまして、非常にご迷惑をおかけいたしましたことは私が招いた事態であると真摯に受け止めて、皆様にはおわび申し上げます。

ただ、私は本当にヘイトスピーチに抵触するような発言はしてございませんので、こちらからはしっかりご理解いただきたく思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

笹島議員 今回、誤解を招くような発言、それをちょっと3回もしちゃったものですから、やはりこれから十分注意して発言するように、皆さんはもうそのままで発言してよろしいかと思っておりますけれども、私だけ気をつけるようにしますのでよろしくお願いいたします。

議長 まず、最初に原田議員の件につきましては、5月28日の議会運営委員会の終了後に、副議長同席の下、厳重注意を行いました。ホームページのご意見等については、回答文を検討し、別紙のとおり回答することにいたしました。

続いて、笹島議員の件につきましては、本日、定例会開会前に本人に発言の意図を確認し、市民から選ばれた議員であることを肝に銘じ、責任ある行動、議員としての品位の保持に努めるよう厳重に注意をいたしました。また、このようなことがないように始末書を提出してもらうことといたしました。

議員各位におかれましても、自らの言動に十分注意され、議員としての自覚をしっかりと持たれるようお願いをいたします。今後、議会の会議のライブ配信を実施していく予定

でございます。これは皆さんもご承知のとおりでございます。発言には十分に注意するようお願いをいたします。

ただいまの2件につきまして、皆さんから何かご意見がございましたらお願いをいたします。

花島議員 幾つか意見があります。

まず、私は原田議員が何を発言したか分からないので、ヘイトスピーチに当たるのかどうかちょっと判断しかねるので何とも言えないんですが、ヘイトスピーチでないんだったら何か言ってもしょうがないというか、こちらから、と思います、正直。その集会なり何か演説会をやった団体がヘイトスピーチの団体だとしても、本人の発言がそうでないんだったら、私は責めるに値しないと思っています。

それから、コロナ禍で他県へというのは、別に自分が考える必要性に応じて判断すべきで、一概に駄目とは私は思っていません。私もこのコロナ禍の中で、ある裁判の傍聴、大事だからということで1日東京まで行ったことがあります。そのときには食べ物とか自分で手持ちの消毒液を持ちながら、かなり厳重に行って向こうでは飲み食いしないということをしてきたんですけれども。

それから、もう一つの意見ですけれども、回答案の中で、議会としておわびしている部分ですが、おわびすることなんだろうかと、ちょっと私は疑問に思います。

それが原田議員のことに関する意見です。

それから、笹島議員の件に関しては、確かにちょっと不注意かなとは思いますが、趣旨から言えば、市民から何も聞くなという話ではないですよ。要するに市場調査という観点で見たときに、漠然と市民から気持ちを聞いてもしょうがないという意図だと私は聞いていました。その点、ホールかなんかで聞いていた方が誤解したのかもしれませんが、注意しなきゃいけないと思いますけれども、叱責するほどのことかどうかというのは、ちょっと私は疑問に思います。ただ、気をつけてくださいぐらいは言ってもいいとは思いますが、

以上です。

笹島議員 今、花島議員が言っていたこの回答のところ、原田議員が言っているとおり、私はヘイトスピーチはしていませんというふうに言っているわけなんで、私はそれを信じるわけですよ。いろいろ川崎市とか国立市とか、これはそういう人たちだと思うんです。いろんなところにこういう同じクレームのようなもの、これをメールとかいろんなもので、電話とか発信しているような人たちだと思うんだよね。

那珂市として議員を擁護するのは当たり前の話で、この今言っていた不愉快な思いをされたことに対してと、原田議員はヘイトスピーチをしていないというふうに言って、我々議員はそれを信じるのがまず大事なことだと思うんですよ。ですから、こういうことは書く必要がないと。ここはぜひとも削ってほしいとは思いますが、主張する

ことはちゃんと主張しないと。へりくだる必要はないと思うんですよ。

以上です。

議長 まず、原田議員のこのヘイトスピーチ、これに関して本人は、こういうことは言っていないということの一つ。それから、議会のほうにお寄せをいただいた、これを見ると、発言をしているということですね。この辺については我々当事者とまた違う立場ですから、その辺のことについての明確なことという、ホームページかなんかには出ていないですか、原田議員。

原田議員 当時の様子はユーチューブにはアップされているとは思いますが、すみません、私も今すぐURLは分からないので、何ともですが、内容が彼らに聞こえていたかというのは、とてもいろいろな拡声器等でごちゃごちゃしている最中でしたので、そちらのユーチューブで確認するしかないところだと思うんですが。

議長 この辺については、いわゆる発言者、それから逆に聞いている立場、いわゆる感じ方の相違ということもあると思うんです。

寺門議員 原田議員のスピーチについては、本人はしていないということ、ヘイトスピーチはやっていませんということなんですが、どういうことを言っているかというのはちょっと私もよく分かりません。実際聞いていけませんので分からないんですが、ただユーチューブで何度か所属する団体の会合、その街宣活動を見る限り、必ず反対派がおりまして、どこの政治活動にもそうなんですけれども、それでその舞台となる地区の人たちが、やはり少なからず迷惑を被っている方もいらっしゃるというのは事実だと思うんです。

これは、そこまで言っちゃうと、じゃ、何も言えないかということ、決してそうではないと思うんですが、それも一つ私は問題としてあるのかなという気がするんです。配慮すべきことではないのかなと。自分たちの主張だけ言えばいいということではなくて、それはそれでいいと思うんです、ちゃんと民衆に伝えるのが街宣の活動ですから。聞いている立場は反対派もいるし、そうじゃない方もいるし。でも、その場としてどうなんですかと、一方ではやっぱり迷惑を感じている方もいらっしゃるのではなからうかと。それはやっぱり配慮すべきことではないのかなというふうに思います。

これは今までの見る限りの話ですが、政治団体の街宣活動は必ず反対派がついて、すったもんだやっていてという、今までもたくさんあるんですが。那珂市議会議員として名の出て出る以上はやっぱりこの議会のことについても少し配慮をいただきたいなというところはあります。それは、やっぱり受け取り方も当然意識してのお話をさせていただきたいという面で注意をしていただければということなんです。

その回答文については、意見をお寄せいただいた方がどういう方かやっぱりよく分からないんですね。一方的に反対派なのか、本当に町の市民なのかというのは、ちょっと調査していないので分からないんですが、いろんなことを考えると、やはり反対派ばかりの方ではなさそうという解釈をしますと、やはり那珂市議会に対しての配慮をしてという

ころは十分注意をするべきだろうと思いますし、意見を言った方々に議会が謝るということまでは必要ないのかなという気もするんです。

一方ではさっき、反対派じゃなくて地元の市民の人たちにもそういう街宣活動の場というのが本当にどうなのかなということを見ると、ちょっと申し訳ないのかなというのは実際は考えられるんで、一方的にすみません、おわび申し上げますということではなくて、もう少し弱い、柔らかい表現でもいいのかなというのは思います。おわびいたしますとは言わなくてもいいのかなという気はします。

議長 じゃ、例えばどういう文言がよろしいですか。

寺門議員 お寄せいただきましたけれどもとかでいいんじゃないですかね。事実としてお聞きしましたということで、承りましたがという……、難しいです。

花島議員 質問なんですけれども、このホームページに投稿された方はユーチューブ等で書いてあって、これはどなたか見れたんですか、事務局か。この原田議員が加わっている集会だか演説会だかのユーチューブの映像を。

議長 どうなのか。

事務局長 事務局でもちゃんとあることは確認しましたが、音声だけあること、全部が全部聞いたわけではございません。

若干、聞いていてもヘイトスピーチ、ここに書いてあるようなそんなひどい言葉というか、政策的な部分をお話しているだけなので、必ずしもヘイトスピーチに当たるかなというのは疑問ではあると思います。

武藤議員 この回答案は僕として見れば十分な文章なのかなと思うんですけれども、まずもって上のほうから2段目に、本市議会議員の言動につきましてということであって、これが発言だったらば問題になるんですけれども、言動というのは原田議員がその集会の場にいたというのも含まれておりますので、決して発言だけで不快な思いをしたということよりも、そういうことも含まれるのであるので、このあたりはやっぱり最低限の申し訳ございませんではないので。

今どういう社会でもそうなんですけれども、やはり住民とか顧客からの様々な申出とかクレームとかあるんですけれども、やはりそういうときは最低限の謝罪なり申し訳ございませんというのを添えないというと、これがますますどんどん広まっちゃって、取り返しのつかないようなことになってしまったら、もっと問題なので、やっぱりこの回答案ぐらいな形でもって、おわび申し上げると同時に、意見を賜りまして感謝申し上げますということだから、やはりこのあたりの文章で曖昧に、ごまかしてはいないんですけれども、なかなかよくできた文章なんじゃないかなと僕は思いました。

(「そうだね」と呼ぶ声あり)

富山議員 実は、私、ユーチューブで聞かせていただきました、原田議員のお話を。確かに政策的な部分を言っていて。当日5人、同じようにスピーチされたということですので、そ

のスピーチの内容いかんによっては原田議員のスピーチもそのように誤解されるという部分はあったのかもしれないと思っております。ですので、やはりこの文章を添えるというのは、誤解を受けるといふ部分では原田議員も本意ではないと思うんですが、ここは仕方ない部分なのかなと私は感じております。

以上です。

事務局長 じゃ、この回答案については、このままということによろしいですか。2行、3行目を抜いちゃっても話は通じるかとは思いますが、基本的に武藤議員が言ったようにある程度の不快に思われたことに対してはちょっと、不審に思われたことに対してはおわびいたしますというような形で、クレーム等に対しては対応しているのが通常なので、この言葉を入れたんですけれども、おわびいたしますというのがあまり意に沿わないということであれば、この2、3行目は削っちゃっても話は内容的には通じるかとは思いますが。その辺だと思いますけれども、いかがいたしましょうか。

萩谷議員 私もこの文章全体でいいと思うんですが、今、事務局長からお話がありましたけれども、不快な思いをされたことに対しましておわび申し上げますという文言について、原田議員はどう思いますか。ちょっとお聞きしたいんですけれども。これでよければ、このままで私はいいと思っているんですけれども。

原田議員 私としましては、自分の中では間違っただけの発言はしていないというところは言わせていただきたいので、ほかの注意しましたとかそういうところは私も本当に真摯に受け止めにきやいけないと思っておりますので。ですけれども、おわび申し上げますという文言は入れてはいただきたくなく、今後もしかしたらこういった事態になったときに、どのような形で意見メールが来るかというのは、本当に何か不明なところであって、また、今回意見メールに関して確認しましたら、ツイートなどで意見メールを募集しているような様子もございますので、これは明らかに私からいたしましたら、私の政治活動を束縛したいのではないかというところは思うところではあります。

おわびという文言だけはどうしても入れていただきたくなくとは思いますが、そこは私からではなく議員の皆様もかなり議論をさせていただいたので、それはお任せいたします。

萩谷議員 あとは皆様のご意見で削除するのか、このままでいいのか、するのかでいいかなと思うんですが。

以上です。

花島議員 繰り返しになるんですけれども、私はこういうときに謝らないです。要するに、本当に悪かったというのだったら悪かっただし、謝罪しなきゃいけないんですけれども、議会としては何か注意したということですね。要するに誤解がないようにというだけの話ですよ。直接はヘイトスピーチじゃなさそうだとということで、だから、それはこの文章の中で表現されていると思うんですが、この2行がなくても。

だから、2行は要らないんじゃないかな。あえて書いたら、不快な思いをされたことを残念に思いますぐらいな、そうするとかえってよくないかもしれないという考えが出るでしょう。だから、単純にこの2行は取ったほうが私の振る舞い方の好みです。

小泉議員 私は行政にいた経験があるものですから、どうしても一度、不快に思われたということは事実だと思いますので、そのことに対しては別に言ってもいいのかなと私は思います。その上で、事実関係としてヘイトスピーチじゃないということであって、議会としては個人の活動でということをはっきり言っているわけですから、何もその部分に対して謝っているわけではないので、あくまでも冒頭で不快に思われたことに対してはすみませんでしたと。ただ、議会としての対応としてはこういうことですよとはっきり申し上げているわけですから、全部が全部、頭を下げているわけじゃないので、私は問題ないというふうに思います。

花島議員 ヘイトスピーチじゃないと、この回答案には入っていないんですね。だから、ちょっと違うかなと思います。あえてそういうふうには書いたらおわびを入れてもいいかなと思いますけれども。

小泉議員 多分、これはヘイトスピーチかどうかというのは難しいところがあって、判断まではしていないというところなんだと思うんです。だから入っていないんだと思うんですけれども、ただ、ヘイトスピーチであろうがなかろうが私的な政治活動であるから、今回、議会として処罰することではないというふうには言っているわけですから、私はそれで十分かなと思いますけれども。

議長 まず、一つ、回答案の件なんですけど、いろんなご意見ありましたけれども、もしおわびということ、まずちょっと朗読しますけれども、「このたびは那珂市議会にご意見をいただきましてありがとうございます」、次に、「今回の当市の原田議員の言動に関しまして」ということで、「まずは」、それから「おわびを申し上げます」というこの欄を削除すればいかがですか。

（「いいですね」と呼ぶ声あり）

議長 削除して。

（「削除してください」と呼ぶ声あり）

議長 それと、もう一点、原田議員はいわゆるヘイト的なことは一切言っていないと、こういうことですね。これは我々当事者じゃありませんので、双方からのお話は文書でいただいたことと、それから原田議員がおっしゃっていること。ただ、そのときに何人の方が街頭活動をしたんですか。マイクは何人かの方がやったんですか、原田議員。

原田議員 演説自体は5人です。あとは何人かですけれども、本当に、何名かが下で待機しているような形で。

議長 原田議員を入れて5人の方ですか。

原田議員 はい、そうです。

議長 それで、原田議員はそういうヘイト的なことは言っていないと。

原田議員 はい。こちらの街宣の趣旨が、外国人のさらなる入国規制をというところでした、政府に対する訴えですので、どうしても街宣の趣旨に外国人という文言が入ってしまうと、ヘイトスピーチをやるんだらうというところはあるんですけども、私としましてはこのコロナ禍において、入国規制をもっと厳しくしてほしいという訴えをしていましたので、何々人とか、民族とか、そういう人種を言うようなことは一切ございませんでしたので、ヘイトスピーチではないと思っております。

議長 その辺の解釈、当事者の、解釈というのも一人一人違うと思います。それと、一緒に言動をしたということが、その辺も一つ、今回のこの同じ立場というふうにも見ているかも分かりませんね。いわゆるこの団体ではないと。政党ではないと言いながらも、行動が一緒であれば、準団体かなと。こういうふうにみなされるということも一般的にはありますよね。

いろいろこう解釈によってあると思うんですよ。その辺も一つ、そういう行動をするということがいわゆる今回のお寄せをいただいた、数名からいただいたことなんだろうと推測をするわけなんですけど、誤解を招かないような言動をお願いをしたいと思います。

よろしいですか。どうですか、皆さん。

笹島議員 じゃ、議長、確認しますけれども、これ、まず、当議員の言動に不愉快な思いをされたことに対しておわび申し上げる、これは削除していただくと。

議長 いや、これは一つの案ですけども、それを皆さんにお諮りしているとおり……

笹島議員 じゃ、それを諮ってください。そこんところを諮っていただけますか。

議長 これは先ほどおっしゃいましたね。いわゆる「まずは」それからの欄ですね、2行、3行目をこれを削除ということはどうなんですか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 では、ほかに関してはこれでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

議長 よろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 それでは、そういうことで提出をさせていただきます。

ほかに。

事務局長 事務局からなんですけれども、大変僭越なんですけれども、一応原田議員の件で、ほかの同様な議会で同じような活動をしていらっしゃるところの事務局のほうにお話を聞きました。その場合は、区議会議員なんですけれども、そこでの対応というのは、やはりそういう電話とかそういうのが来た場合には、私的な政治活動なので本人にお伝えするだけで、議会としての対応は何もしていないというようなお話のところがございました。

なので、今後、このようなメールとかが来るおそれもあると思いますので、今後の対応

としては本人には内容は当然伝えますので、それで私的な政治活動であるということで、議会としての対応というのは改めて、何か事件とか事故があれば対応しますけれども、それ以外の部分については議長と本人にはお伝えするという対応だけで、私的な部分についてなので、そういう対応でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

事務局長 はい、分かりました。

すみませんでした。

議長 以上ですか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

議長 ほかにないですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長 なければ、この件については以上で終了とさせていただきます。

以上で全員協議会、閉会をしたいと思います。

ご苦労さまでした。

閉会（午前11時29分）

令和3年7月13日

那珂市議会議長 福田 耕四郎